第１号様式（日本産業規格Ａ列４番）

移動等円滑化取組計画書

２０２６年　６月　９日

住　　所　福岡県北九州市小倉南区企救丘
二丁目１３番１号
事業者名　北九州高速鉄道株式会社
代表者名　代表取締役社長　　上　田　　浩

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第９条の４の規定に基づき、次のとおり提出します。

Ⅰ　現状の課題及び中期的な対応方針

（１）旅客施設及び車両等の整備に関する事項
・旅客施設について、全駅エレベーター設置やホーム段差解消スロープ等の設置によりバリアフリー化を図っているが、音声誘導装置等の設置については、今後の駅舎改修に併せて整備する。
・車両について、全列車に１カ所車椅子スペースを設置し、バリアフリー化を図っているが、運行情報の案内表示装置等の設置については、今後の車両更新に併せて整備する。

（２）旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項
・駅係員の接遇レベル平準化を図るべく、全ての駅務員に対して、社外講師による接遇研修又は社内業務研修会等において接遇に関する教育･訓練を実施する。
・可動式ホーム柵が設置されていないため、高齢者、障がい者等に対する声かけ、見守りを実施し、指令、乗務員との連携、情報共有による安全対策を行う。

Ⅱ　移動等円滑化に関する措置

①　旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
・車両の更新	・バリアフリー化した新造車両を９編成導入する。 （２０２７年度～２０２９年度３編成導入、他６編成時期未定）
・旦過駅	・地上から下り改札階側を結ぶエレベーターを１基設置する。 （時期未定）

・旦過駅	・駅舎と旦過市場を接続する通路及びエレベーターを１基設置予定。（2026 年度）

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
車椅子、ベビーカー等乗降用スロープの増設	現在、全ホーム２箇所ある固定式乗降用スロープを２箇所追加し、４箇所とする。（時期未定）

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
乗降補助サービスの提供	全駅常時１名の係員を配置しているため、介助が必要なお客様には積極的な声かけを行い対応する。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
乗降補助サービスの提供	乗降補助サービスの提供にあたり、駅頭にポスターを掲出することにより、取組みの周知を行う。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
接遇研修の実施	全ての駅務員に対して、社外講師による接遇研修又は社内業務研修会等において接遇に関する教育・訓練を実施する。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
車内自動放送文の変更	高齢者、障害者に考慮した車内自動放送文を追加する。

Ⅲ　移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

障がい者団体との意見交換を実施し、現状の問題点等の共有を図り、移動等円滑化のために必要な措置を検討する。

Ⅳ　前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変　更　内　容	理　　由
・車両の更新	・バリアフリー化した新造車両を９編成導入する。 （２０２７年度～２０２９年度３編成導入、他６編成時期未定）	中期経営計画確定により

Ⅴ　計画書の公表方法

弊社ＨＰにて公表

Ⅵ　その他計画に関連する事項

注１　Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

２　Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

３　Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。